

那覇市公報

第 1 7 2 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 1117

◇告 示◇

○市道路線の供用開始に関する告示（道路管理課）…………… 1119

○平成 30 年（2018 年）11 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）… 1121

○都市景観資源の指定について（都市計画課）…………… 1121

○平成 30 年（2018 年）12 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）… 1122

○平成 30 年度上半期那覇市の財政（平成 30 年 9 月 30 日現在）（財政課）… 1123

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1138

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 1139

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課）…………… 1140

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1141

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について
(保護管理課) 1142
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について
(保護管理課) 1143
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について
(保護管理課) 1144
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について
(保護管理課) 1145
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について
(保護管理課) 1146

◇ 公 告 ◇

- 制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（公園管理課） 1147
- 制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（公園管理課） 1151
- 個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課） 1155
- 都市計画の案に関する公聴会の開催について（都市計画課） 1157

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 1158

◇ 上下水道局公告 ◇

- 平成 31・32 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請の受付について
..... 1158

条 例

那覇市条例第58号

平成30年11月19日

公 布 済

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定通所介護の具体的取扱方針) 第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(3) [略] (4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。	(指定通所介護の具体的取扱方針) 第105条 [略] (1)～(3) [略] (4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅	第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその

において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 380 号
平成 30 年 11 月 13 日
掲 示 済

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように供用開始する。

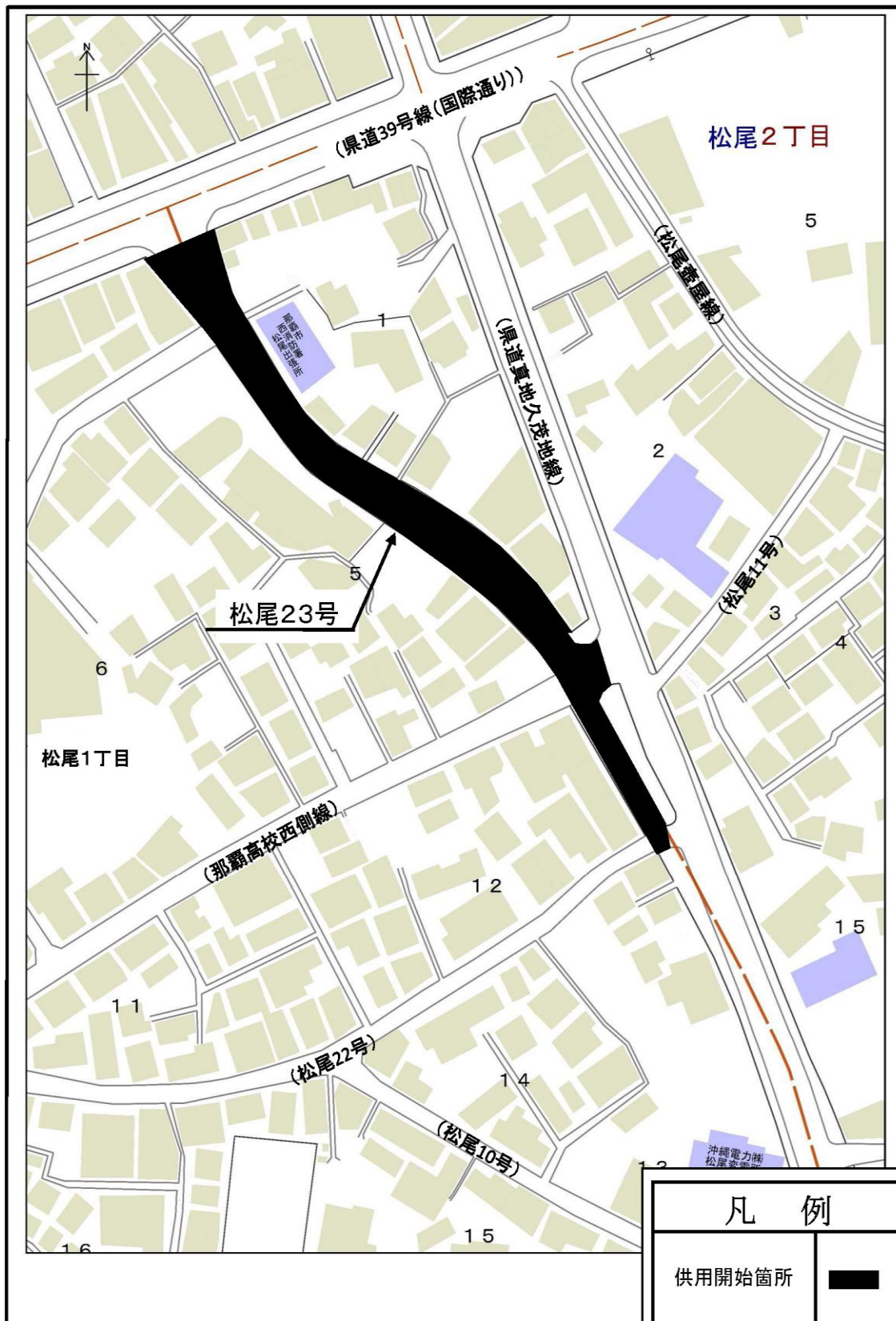
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
1494	松尾23号	松尾2丁目23番1 ～松尾2丁目46番3	206.6	3.9 ～19.5	

市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 386 号

平成 30 年 11 月 16 日

掲 示 済

平成 30 年 (2018 年) 11 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 30 年 (2018 年) 11 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 30 年 11 月 27 日 (火)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (2) 工事請負契約について (小禄小学校及び幼稚園耐震改修工事)
 - (3) 工事請負契約について (石嶺小学校校舎改築工事 (建築))
 - (4) 工事請負契約について (石嶺小学校校舎改築工事 (空調))

那覇市告示第 388 号

平成 30 年 11 月 20 日

掲 示 済

都市景観資源の指定について

那覇市都市景観条例第 25 条第 1 項の規定に基づき下記の物件を都市景観資源に指定したので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

指定

No	名 称	所在地	所有者・管理者
64	首里寒川町のヤージョーと石垣	首里寒川町 1 丁目	豊見城 盛隆
65	ミーヌシンと樹木	字鏡水 533	一般財団法人 字鏡水郷友会
66	山川自治公民館のガジュマル	首里山川町 1 丁目	山川町自治会
67	玉那覇味噌醤油工場の石垣	首里大中町 1 丁目	有限会社 玉那覇味噌醤油

※番号については、前回からの連番となっています。

那覇市告示第 395 号

平成 30 年 11 月 22 日

掲 示 済

平成 30 年（2018 年）12 月那覇市議会定例会の招集について

平成 30 年（2018 年）12 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 招 集 の 日 平成 30 年 12 月 3 日（月）

2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 407 号

平成 30 年 12 月 3 日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 30 年度上半期那覇市の財政(平成 30 年 9 月 30 日現在)

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位:千円)

区 分		予算現額	歳入		歳出	
			収入済額	収入率	支出済額	執行率
(1) 一般会計		155,982,570	65,129,127	41.8%	54,904,663	35.2%
(2) 特別会計		72,649,682	27,759,500	38.2%	28,045,113	38.6%
内 訳	土地区画整理事業	22,648	19,098	84.3%	1,406	6.2%
	国民健康保険事業	39,108,792	15,350,463	39.3%	16,074,555	41.1%
	市街地再開発事業	2,449,817	38,861	1.6%	94,754	3.9%
	介護保険事業	27,140,081	10,804,208	39.8%	10,469,222	38.6%
	後期高齢者医療	3,402,193	1,225,325	36.0%	1,184,774	34.8%
	病院事業債管理	386,352	192,897	49.9%	192,897	49.9%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	139,799	128,648	92.0%	27,505	19.7%
合計 (1) + (2)		228,632,252	92,888,627	40.6%	82,949,776	36.3%

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位: 千円)

予算科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	47,538,326	27,455,956	57.8%
地方譲与税	748,111	265,728	35.5%
地方交付税	8,258,350	5,915,207	71.6%
分担金及び負担金	1,583,831	754,402	47.6%
使用料及び手数料	3,301,569	1,624,487	49.2%
国庫支出金	42,397,636	18,069,165	42.6%
県支出金	21,713,625	1,102,498	5.1%
繰入金	4,366,878	0	0.0%
繰越金	3,778,434	5,427,487	143.6%
諸収入	1,311,751	502,792	38.3%
市債	13,533,100	0	0.0%
その他	7,450,959	4,011,405	53.8%
合 計	155,982,570	65,129,127	41.8%

歳 出

(単位: 千円)

予算科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	778,205	399,791	51.4%
総務費	13,940,519	2,973,085	21.3%
民生費	76,079,932	30,170,794	39.7%
衛生費	9,054,534	3,494,222	38.6%
労働費	34,561	14,023	40.6%
農林水産業費	244,413	32,538	13.3%
商工費	1,716,062	455,446	26.5%
土木費	18,359,380	3,749,178	20.4%
消防費	2,821,273	1,129,462	40.0%
教育費	20,623,042	7,183,661	34.8%
災害復旧費	4	0	0.0%
公債費	12,278,833	5,302,461	43.2%
その他	51,812	2	0.0%
合 計	155,982,570	54,904,663	35.2%

3 市の財産

①土地 (道路、公園など)	2,771,002	m ²
②建物 (学校、図書館など)	1,135,649	m ²
③基金 (特定の目的のための資金の積立など)	19,689,528	千円
④有価証券 (株券)	791,472	千円

4 一時借入金の現在額

0 千円

5 市債残高

(単位：千円)

借 入 先	一般会計	病院事業債管理 特別会計	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業特別 会計	市街地再開発事業 特別会計	合 計
財政融資資金	72,426,317			3,062,340	75,488,657
簡易生命保険資金	6,322,413				6,322,413
郵便貯金資金	334,953				334,953
地方公共団体金融機構	29,018,558	928,580			29,947,138
国の予算貸付等	303,920		421,497	122,540	847,957
市中銀行	12,613,477			222,290	12,835,767
その他の金融機関	831,816			61,370	893,186
共済等	3,074,695			95,250	3,169,945
その他	116,208				116,208
合 計	125,042,357	928,580	421,497	3,563,790	129,956,224

※ その他は沖縄県貸付資金（市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金）である。

6 市民 1 人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

平成30年9月30日現在人口 322,393 人 （外国人登録人口を含む）

市民 1 人当たり行政経費 483,828円

市民 1 人当たり市税負担額 147,455円

(単位：円)

1 人当たり行政経費	483,828
議会費	2,414
総務費	43,241
民生費	235,985
衛生費	28,085
労働費	107
農林水産業費	758
商工費	5,323
土木費	56,947
消防費	8,751
教育費	63,969
災害復旧費	0
公債費	38,087
その他	161

7 平成30年度予算総括表

(単位：千円)

会 計 別		平成30年度 当初予算	平成29年度 当初予算	増減額	平成30 年度対 前年度 増減率	平成29 年度対 前年度 増減率
一般会計		147,571,000	143,260,000	4,311,000	3.0%	0.2%
特別会計		69,931,470	81,241,932	△ 11,310,462	△ 13.9%	△ 0.2%
内 訳	土地区画整理事業	22,648	35,445	△ 12,797	△ 36.1%	△ 12.5%
	国民健康保険事業	38,397,202	49,305,455	△ 10,908,253	△ 22.1%	0.3%
	市街地再開発事業	1,404,536	2,662,133	△ 1,257,597	△ 47.2%	△ 25.2%
	介護保険事業	26,213,637	25,443,342	770,295	3.0%	1.6%
	後期高齢者医療	3,379,230	3,163,099	216,131	6.8%	4.4%
	病院事業債管理	386,352	421,282	△ 34,930	△ 8.3%	40.3%
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	127,865	211,176	△ 83,311	△ 39.5%	△ 13.9%
合 計		217,502,470	224,501,932	△ 6,999,462	△ 3.1%	0.0%

那覇市上下水道局業務の状況(水道事業)

1 事業の概要

主要統計

平成 30 年 9 月 30 日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	318,277
給水戸数	戸	163,788
給水栓数	栓	105,310
総配水量	m ³	3,302,949
一日平均配水量	m ³	106,547
一日最大配水量	m ³	110,202
有収水量	m ³	3,152,943
有収率	%	95.46

水道料金調定・収納状況

平成 30 年 9 月 30 日現在

(税込)

予算額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	未納額(円)
7,467,298,000	3,549,558,750	2,413,198,109	67.99	1,136,360,641

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		水道事業収益	8,432,893,000	3,928,611,831	46.59%	
	第 1 項	営業収益	7,851,361,000	3,661,589,460	46.64%	
	第 2 項	営業外収益	581,531,000	266,991,044	45.91%	
	第 3 項	特別利益	1,000	31,327	3132.70%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		水道事業費用	7,663,262,000	3,050,286,568	39.80%	
	第 1 項	営業費用	7,432,893,000	3,007,401,528	40.46%	
	第 2 項	営業外費用	198,106,000	31,646,797	15.97%	
	第 3 項	特別損失	12,263,000	11,238,243	91.64%	
	第 4 項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的収入	590,440,000	32,778,000	5.55%	
	第 1 項	補助金	445,807,000	0	0.00%	
	第 2 項	他会計負担金	29,451,000	0	0.00%	
	第 3 項	その他資本的収入	115,182,000	32,778,000	28.46%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的支出	2,406,253,000	493,127,125	20.49%	
	第 1 項	建設改良費	1,917,064,000	156,709,678	8.17%	
	第 2 項	企業債償還金	276,043,000	136,815,447	49.56%	
	第 3 項	投資	200,000,000	199,602,000	99.80%	
	第 4 項	その他資本的支出	8,146,000	0	0.00%	
	第 5 項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成 30 年度損益計算書(上半期)

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで)

(単位 : 円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	3,287,457,468		
(2) そ の 他 営 業 収 益	106,410,666	3,393,868,134	
2 営 業 費 用			
(1) 配 水 費	1,801,138,637		
(2) 給 水 費	112,021,969		
(3) 漏 水 防 止 費	15,195,324		
(4) 業 務 費	137,249,332		
(5) 総 係 費	172,063,757		
(6) 減 価 償 却 費	551,548,000		
(7) 資 産 減 耗 費	65,651,560	2,854,868,579	
営 業 利 益			538,999,555
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	7,881,308		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,857,000		
(3) 補 償 金	0		
(4) 長 期 前 受 金 戻 入	209,537,500		
(5) 土 地 物 件 収 益	36,718,563		
(6) 雑 収 益	7,168,508	264,162,879	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	31,578,751		
(2) 雑 支 出	68,046	31,646,797	232,516,082
経 常 利 益			771,515,637
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	29,012		
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	10,405,804	10,405,804	△10,376,792
上半期純利益			761,138,845
前年度繰越利益剰余金			1,890,635,290
その他未処分利益剰余金変動額			0
上半期末処分利益剰余金			2,651,774,135

平成 30 年度貸借対照表(上半期)

(平成 30 年 9 月 30 日)

(単位: 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有 形 固 定 資 産

イ土 地		1,084,480,564	
ロ建 物	2,173,937,219		
減価償却累計額	△1,018,650,489	1,155,286,730	
ハ構 築 物	40,302,400,829		
減価償却累計額	△19,595,869,360	20,706,531,469	
ニ機 械 及 び 装 置	2,500,628,864		
減価償却累計額	△1,339,709,914	1,160,918,950	
ホ車 両 運 搬 具	38,282,082		
減価償却累計額	△27,674,559	10,607,523	
ヘ工具、器具及び備品	418,878,418		
減価償却累計額	△355,270,239	63,608,179	
ト建 設 仮 勘 定		281,510,667	
有形固定資産合計			24,462,944,082
(2)無 形 固 定 資 産			
イ電 話 加 入 権		913,300	
ロソ フ ト ウ ェ ア		3,376,000	
無形固定資産合計			4,289,300
(3)投 資			
イ投 資 有 価 証 券		997,184,000	
ロそ の 他 投 資		2,405,000	
投資合計			999,589,000
固定資産合計			25,466,822,382

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金		10,846,722,739	
(2)未 収 金	1,186,913,842		
貸倒引当金	△15,247,807	1,171,666,035	
(3)貯 蔵 品		63,356,445	
(4)前 払 金		246,963,218	
(5)そ の 他 流 動 資 産		162,568,217	
流動資産合計			12,491,276,564
資産合計			37,958,098,946

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に

充てるための企業債

1,812,827,102

企 業 債 合 計

1,812,827,102

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

937,021,375

ロ 修繕引当金

759,370,000

引 当 金 合 計

1,696,391,375

固 定 負 債 合 計

3,509,218,477

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に

充てるための企業債

139,226,668

企 業 債 合 計

139,226,668

(2) 未 払 金

11,728,478

(3) 預 り 金

165,687,535

(4) 引 当 金

イ 賞与等引当金

0

引 当 金 合 計

0

(5) その他流動負債

270,551,806

流 動 負 債 合 計

587,194,487

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

301,351,590

収 益 化 累 計 額

△147,580,190

153,771,400

ロ 寄 附 金

70,000,000

収 益 化 累 計 額

△14,489,998

55,510,002

ハ 工 事 負 担 金

1,797,411,960

収 益 化 累 計 額

△871,259,062

926,152,898

ニ 国 庫 (県) 補 助 金

14,182,681,116

収 益 化 累 計 額

△6,620,176,554

7,562,504,562

ホ 他 会 計 負 担 金

55,469,853

収 益 化 累 計 額

△5,528,618

49,941,235

ヘ 補 償 金

225,260,989

収 益 化 累 計 額

△87,670,547

137,590,442

繰 延 収 益 合 計

8,885,470,539

負 債 合 計

12,981,883,503

資 本 の 部

6 資 本 金		13,500,371,766
7 剰 余 金		
(1)資 本 剰 余 金		
イ受贈財産評価額	321,419,706	
ロ国庫(県)補助金	1,984,471,045	
資本剰余金合計		2,305,890,751
(2)利 益 剰 余 金		
イ減 債 積 立 金	1,873,067,621	
ロ建 設 改 良 積 立 金	4,645,111,170	
ハ当年度未処分利益剰余金	2,651,774,135	
利益剰余金合計		9,169,952,926
剰余金合計		11,475,843,677
資本合計		24,976,215,443
負債資本合計		37,958,098,946

3 企業債及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	1,387,864,173	0	89,076,299	1,298,787,874
地方公共団体金融機構	701,005,044	0	47,739,148	653,265,896
計	2,088,869,217	0	136,815,447	1,952,053,770

一時借入金

な し

那覇市上下水道局業務の状況 (下水道事業)

1 事業の概要

主要統計

平成 30 年 9 月 30 日現在

項 目	単 位	実 績
使用戸数	戸	153,762
検針栓数	栓	97,812
総排水量	m ³	16,831,647
有収水量	m ³	16,831,503
有収率	%	99.99

下水道料金使用料・収納状況

平成 30 年 9 月 30 日現在

(税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
3,720,953,000	1,771,104,224	1,146,195,419	64.72	624,908,805

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		下水道事業収益	5,529,904,000	2,117,884,123	38.30%	
	第 1 項	営業収益	4,274,713,000	2,001,642,196	46.83%	
	第 2 項	営業外収益	1,254,713,000	114,358,772	9.11%	
	第 3 項	特別利益	478,000	1,883,155	393.97%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		下水道事業費用	5,152,266,200	952,330,186	18.48%	
	第 1 項	営業費用	4,775,553,200	839,998,137	17.59%	
	第 2 項	営業外費用	354,726,000	111,891,834	31.54%	
	第 3 項	特別損失	1,987,000	440,215	22.15%	
	第 4 項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2)資本的收入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的收入	2,510,926,141	151,499,473	6.03%	
	第 1 項	企業債	1,001,400,000	0	0.00%	
	第 2 項	補助金	1,074,216,141	0	0.00%	
	第 3 項	他会計負担金	433,717,000	150,263,573	34.65%	
	第 4 項	その他資本的收入	1,593,000	1,235,900	77.58%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的支出	3,653,141,079	892,175,613	24.42%	
	第 1 項	建設改良費	2,591,224,079	475,203,347	18.34%	
	第 2 項	企業債償還金	1,052,917,000	416,972,266	39.60%	
	第 3 項	投資	4,000,000	0	0.00%	
	第 4 項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成 30 年度損益計算書 (上半期)

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで)

(単位: 円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	1,640,358,326		
(2) 雨水処理負担金	189,826,383		
(3) 再生水売却収益	33,871,472		
(4) その他営業収益	4,131,800	1,868,187,981	
2 営業費用			
(1) 管渠費	54,896,875		
(2) ポンプ場費	12,349,743		
(3) 雨水処理費	20,993,033		
(4) 排水設備費	29,923,501		
(5) 業務費	626,280,685		
(6) 総係費	42,916,487		
(7) 減価償却費	890,545,000		
(8) 資産減耗費	0	1,677,905,324	
営業利益			190,282,657
3 営業外収益			
(1) 受取利息	4,598		
(2) 他会計負担金	111,483,044		
(3) 補償金	1,409,303		
(4) 補助金	0		
(5) 長期前受金戻入	461,742,500		
(6) 土地物件収益	1,229,551		
(7) 雑収益	232,256	576,101,252	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	111,859,480		
(2) 雑支出	32,354	111,891,834	464,209,418
経常利益			654,492,075
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	1,743,885	1,743,885	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	407,610		
(2) その他特別損失	0	407,610	1,336,275
上半期純利益			655,828,350
前年度繰越利益剰余金			974,107,438
その他未処分利益剰余金変動額			0
上半期未処分利益剰余金			1,629,935,788

平成 30 年度貸借対照表 (上半期)

(平成 30 年 9 月 30 日)

(単位: 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,719,141,999	
ロ 建 物	176,150,594		
減価償却累計額	△66,210,614	109,939,980	
ハ 構 築 物	64,825,349,345		
減価償却累計額	△23,517,067,607	41,308,281,738	
ニ 機 械 及 び 装 置	858,270,865		
減価償却累計額	△419,689,409	438,581,456	
ホ 車 両 運 搬 具	5,797,912		
減価償却累計額	△4,793,652	1,004,260	
ヘ 工具、器具及び備品	44,085,240		
減価償却累計額	△31,277,809	12,807,431	
ト 建 設 仮 勘 定		708,409,570	
有形固定資産合計			44,298,166,434

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 地 上 権		2,625,303	
ロ 施 設 利 用 権		4,453,470,690	
ハ ソ フ ト ウ ェ ア		532,500	
無形固定資産合計			4,456,628,493

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金		4,287,300	
ロ そ の 他 投 資		4,147,000	
投資合計			8,434,300

固 定 資 産 合 計

48,763,229,227

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		3,068,493,971	
(2) 未 収 金	648,411,533		
貸倒引当金	△ 4,003,812	644,407,721	
(3) 前 払 金		216,539,752	
(4) その他流動資産		82,768,169	

流 動 資 産 合 計

4,012,209,613

資 産 合 計

52,775,438,840

(単位：円)

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債13,066,847,630

企業債合計

13,066,847,630

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

349,911,270

引当金合計

349,911,270

固定負債合計

13,416,758,900

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債635,944,407

企業債合計

635,944,407

(2) 未 払 金

2,617,458

(3) 預 り 金

4,893,967

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金

0

引当金合計

0

(5) その他流動負債

133,593,505

流動負債合計

777,049,337

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

954,462,333

収益化累計額

△80,771,850

873,690,483

ロ 国庫(県)補助金

37,440,981,697

収益化累計額

△16,673,274,937

20,767,706,760

ハ 他会計負担金

2,012,747,837

収益化累計額

△380,798,190

1,631,949,647

ニ 補 償 金

135,058,335

収益化累計額

△4,791,732130,266,603

繰延収益合計

23,403,613,493

負債合計

37,597,421,730

(単位：円)

資 本 の 部

6 資 本 金		13,104,700,529
7 剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	199,487,905	
ロ 国庫(県)補助金	225,603,935	
ハ 他会計負担金	18,288,953	
資本剰余金合計		443,380,793
(2) 利益剰余金		
イ 当年度末処分利益剰余金	1,629,935,788	
利益剰余金合計		1,629,935,788
剰 余 金 合 計		2,073,316,581
資 本 合 計		15,178,017,110
負 債 資 本 合 計		52,775,438,840

3 企業債、その他借入金及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財 政 融 資 資 金	3,867,615,320	0	156,508,092	3,711,107,228
地方公共団体金融機構	7,747,405,007	0	184,783,910	7,562,621,097
郵貯・簡保管理機構	2,082,418,322	0	0	2,082,418,322
琉 球 銀 行	359,882,000	0	66,256,000	293,626,000
計	14,057,320,649	0	407,548,002	13,649,772,647

その他借入金

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
都市再生機構	62,443,654	0	9,424,264	53,019,390

一時借入金

な し

那覇市告示第 408 号

平成 30 年 12 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
訪問看護ステーション ゆいゆい	株式会社エヌホームナーシング	平成 30 年 8 月 1 日
那覇市松川 3－12－24	真栄里アパート 101 号	
ゆずりは訪問看護 ステーション	医療法人 真成会	平成 30 年 9 月 1 日
那覇市首里汀良町二丁目 31 番地		
首里ハートクリニック	安里 尚彦	平成 30 年 10 月 1 日
首里石嶺町 4 丁目 238－ 2 メディカルいしみね 2 階		
ミルク薬局 天久店	株式会社 七福メディカル	平成 30 年 9 月 1 日
那覇市天久 1 丁目 7 番 5 号		
ウェーブ薬局	株式会社ピュアファーマシー	平成 30 年 9 月 1 日
那覇市赤嶺 1 丁目 12 番地 2 ニューウェーブビル 1 階		
あいあい薬局	株式会社ピュアファーマシー	平成 30 年 9 月 1 日
那覇市高良 3 丁目 6 番 16 号		
松城クリニック	医療法人 城南会	平成 30 年 10 月 1 日
那覇市字松川 442 番地		
協同にじクリニック	沖縄医療生活協同組合	平成 30 年 11 月 12 日
那覇市古波蔵 4 丁目 10 番 10 号		

那覇市告示第 409 号

平成 30 年 12 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
友利産婦人科		平成 30 年 10 月 1 日
名称	友利産婦人科 (上原産婦人科)	
訪問看護ステーション 夢		平成 30 年 9 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地 29 J K石嶺ハイツ 101 (那覇市首里当蔵町 2 丁目 16 番地)	

那覇市告示第 410 号

平成 30 年 12 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
めぐみクリニック	平成 30 年 9 月 25 日
那覇市前島 3-21-18 スプレット・エム 2 階、3 階	

那覇市告示第 411 号

平成 30 年 12 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	廃止年月日
所 在 地		
かわひら歯科	川平 昌彦	平成 30 年 9 月 26 日
那覇市壺川 1 丁目 3 番 11 号 沖縄時事出版ビル 1 階		
モアクリニック	知念 清	平成 30 年 10 月 20 日
那覇市辻 2 丁目 23 番 6 号		
泉薬局	大城 桂子	平成 30 年 11 月 1 日
那覇市泉崎 2 丁目 17 番 3 号		
めぐみクリニック	戸澤 好美	平成 30 年 10 月 31 日
那覇市前島 3 丁目 21 番 18 スプレット・エム 2 階・ 3 階		
医療法人 城南会 松城クリニック	医療法人 城南会	平成 30 年 9 月 30 日
那覇市松川 3 丁目 23 番 37 号		
外間眼科医院崇元寺	外間 英之	平成 30 年 11 月 1 日
那覇市泊 1 丁目 25 番地 1 2 階		

那覇市告示第 412 号

平成 30 年 12 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
西 知世	はり・きゅう	平成 30 年 10 月 12 日
琉球治療院	那覇市銘苅2丁目11番19号 グローヴィーサット新都心 201	
木間塚 澄子	あん摩・マッサージ	平成 30 年 10 月 31 日
株式会社フレアス	那覇市銘苅1丁目9番28号 2階	

那覇市告示第 413 号

平成 30 年 12 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条において準用する第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者 氏 名（施 術 所 名 称）		変更年月日
変更事項	変 更 後 （ 変 更 前 ）	
長嶺 利恵子 （ 訪問マッサージ OFA療養サポートセンター 沖縄支店 ）		平成 30 年 10 月 1 日
施術所の 名称	訪問マッサージ OFA療養サポートセンター 沖縄支店 （在宅マッサージ 九州療養サポートセンター 沖縄営業所）	

那覇市告示第 414 号

平成 30 年 12 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
医療法人陽心会 大道中央病院 (通所リハビリテーション、 介護予防通所リハビリテーション)	平成30年8月1日
那覇市安里1丁目1番地37	
医療法人陽心会 メディカルプラザ大道中央 (訪問看護、介護予防訪問看護)	平成30年6月1日
那覇市字大道123番地	

那覇市告示第 415 号

平成 30 年 12 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
デイサービスセンター 夢		平成 30 年 9 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地 29 J K 石嶺ハイツ 101 (那覇市首里当蔵町 2 丁目 16 番地)	
居宅介護支援事業所 夢		平成 30 年 9 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地 29 J K 石嶺ハイツ 101 (那覇市首里当蔵町 2 丁目 16 番地)	
訪問看護ステーション 夢		平成 30 年 9 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地 29 J K 石嶺ハイツ 101 (那覇市首里当蔵町 2 丁目 16 番地)	

那覇市告示第 416 号

平成 30 年 12 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
デイサービス石嶺（通所介護、通所型サービス 独自 ）	平成 30 年 6 月 30 日
那覇市首里石嶺町三丁目 335 番地 1	
訪問介護すずらん（訪問介護、訪問型サービス 独自 ）	平成 30 年 6 月 30 日
那覇市首里石嶺町三丁目 335 番地 1	
医療法人陽心会 デイサービスセンター安里 (介護予防通所介護、通所介護)	平成 30 年 8 月 31 日
那覇市安里 388 番 5	
医療法人城南会松城クリニック (訪問看護、介護予防訪問看護、 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)	平成 30 年 9 月 30 日
那覇市松川 3 丁目 23 番 37 号	
通所リハビリテーション 松城クリニック (通所リハビリテーション、 介護予防通所リハビリテーション)	平成 30 年 9 月 30 日
那覇市松川 3 丁目 23 番 37 号	

公 告

那覇市公告第 431 号

平成 30 年 11 月 14 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	平成 30 年度漫湖公園樹木剪定業務
(2) 契約番号	—
(3) 業 種	造園工事業
(4) 場 所	那覇市古波蔵 3 丁目（漫湖公園地内）
(5) 履行期間	着手の日から 平成 31 年 3 月 15 日まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概 要	
① 目的	亜熱帯庭園都市である那覇市内都市公園の植栽剪定を行い、那覇市の観光都市としての美観形成に寄与することを目的とする。
② 規模等	—
③ 構造形式	—
④ 工種	—
⑤ 主要資材	—
(8) 予定価格	23,120,000 円（消費税抜き）
(9) 最低制限価格	予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表。 ※ 詳しくは、「建設工事における最低制限価格の見直しについて」を参照。

2 入札参加資格要件

※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において造園の有効な経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）を受けているものであること。
(4)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 （公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（4）に該当するものを除く。）
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（下請業者も同様とする。）
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する資格者名簿に造園工事業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去 1 年間に、那覇市工事成績評定要領第 8 に規定する工事成績評定通知で、造園工事の評定点が 60 点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、（8）の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	平成 29・30 年度の造園の格付が、B 等級（ランク）の者であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「平成 29・30 年度登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	①現場代理人は、作業時において現場に常時配置できること。 ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・ 1 級造園施工管理技士 ・ 2 級造園施工管理技士 ③現場代理人は、主任技術者（監理技術者）を兼ねることができる。 ④現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(11)	開札日において造園工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(12)	那覇市に本店が有る者であること。

3 落札制限

※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

(1)	開札日前 30 日以内に、那覇市公園管理課で執行する業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
(2)	複数の案件で落札候補者等になった場合には、落札件数は 1 件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される（落札案件を選ぶことはできない。）。
(3)	那覇市公園管理課以外を通して行う業務委託等について、本案件は落札制限を受けない。
(4)	那覇市公園管理課発注の手持ち業務委託がある場合は、開札日に出来高が 50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。
(5)	那覇市公園管理課を通して行う随意契約の方法により契約を締結したもののについて、本案件は落札制限を受けない。
(6)	他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後 6 か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
(7)	新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後 6 か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）を持参により提出しなければならない。	
なお、提出期間に資格審査申請書（第 1 号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。	
提出期間及び方法	提出期間：平成 30 年 11 月 16 日（金）9 時～ 平成 30 年 11 月 28 日（木）17 時 提出方法：那覇市役所 9 階の公園管理課まで持参すること。

5 質問、回答

質問期間及び方法	質問期間：平成 30 年 11 月 16 日（金）10 時～ 平成 30 年 11 月 22 日（木）17 時 質問方法：「質問書」を FAX で提出すること。 （質問がない場合は不要） ●提出先：公園管理課 金城 雅友 FAX：951-3206
回答期限及び方法	回答期限：平成 30 年 11 月 27 日（火）17 時 回答方法：那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

6 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時：平成 30 年 11 月 30 日（金）13 時 入札方法：紙（入札書）による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札・開札場所	那覇市市役所本庁 8 階 801 会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

7 資格審査書類（落札候補者のみ提出）

提出期限	平成 30 年 12 月 5 日（水）12 時
提出方法	公園管理課まで持参すること。
提出書類	(1) 資格審査書類（第 5 号様式） (2) 誓約書（別記様式 1） (3) 最新の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）の写し (4) 建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し (5) 配置予定技術者

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日 平成 30 年 12 月 7 日（金）頃

※心得 第 9、10、11、12 条参照。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前払金	適用する。
部分払	適用しない。

10 契約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成 24 年 4 月 1 日に施工したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身（自社）は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該 1 次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「契約書兼同意書」（元請用）を公園管理課へ提出しなければならない。

11 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市公園管理課ホームページで掲載する。

12 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること

那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 担当者：金城 雅友

TEL：951-3239

FAX：951-3206

那覇市公告第 432 号

平成 30 年 11 月 15 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	平成 30 年度リュウキュウマツ害虫対策樹幹注入業務委託
(2) 契約番号	—
(3) 業 種	造園工事業
(4) 場 所	那覇市内都市公園
(5) 履行期間	着手の日から 平成 31 年 3 月 25 日まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概 要	
① 目的	観光立県沖縄における観光振興の観点から、県木であるリュウキュウマツを害虫から守るため、予防対策として薬剤の樹幹注入を行う。
② 規模等	—
③ 構造形式	—
④ 工種	—
⑤ 主要資材	—
(8) 予定価格	2,740,000 円（消費税抜き）
(9) 最低制限価格	予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表。 ※ 詳しくは、「建設工事における最低制限価格の見直しについて」を参照。

2 入札参加資格要件

※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において造園の有効な経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）を受けているものであること。
(4)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 （公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（4）に該当するものを除く。）
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（下請業者も同様とする。）
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する資格者名簿に造園工事業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去 1 年間に、那覇市工事成績評定要領第 8 に規定する工事成績評定通知で、造園工事の評定点が 60 点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、（8）の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	平成 29・30 年度の造園の格付が、C 等級（ランク）の者であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「平成 29・30 年度登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	①現場代理人は、作業時において現場に常時配置できること。 ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・ 1 級造園施工管理技士 ・ 2 級造園施工管理技士 ③現場代理人は、主任技術者（監理技術者）を兼ねることができる。 ④現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(11)	開札日において造園工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(12)	那覇市に本店が有る者であること。

3 落札制限

※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

- | | |
|-----|--|
| (1) | 開札日前 30 日以内に、那覇市公園管理課で執行する業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。 |
| (2) | 複数の案件で落札候補者等になった場合には、落札件数は 1 件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される（落札案件を選ぶことはできない。）。 |
| (3) | 那覇市公園管理課以外を通して行う業務委託等について、本案件は落札制限を受けない。 |
| (4) | 那覇市公園管理課発注の手持ち業務委託がある場合は、開札日に出来高が 50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。 |
| (5) | 那覇市公園管理課を通して行う随意契約の方法により契約を締結したものについて、本案件は落札制限を受けない。 |
| (6) | 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後 6 か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。 |
| (7) | 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後 6 か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。 |

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）を持参により提出しなければならない。

なお、提出期間に資格審査申請書（第 1 号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

提出期間及び方法	提出期間：平成 30 年 11 月 16 日（金）9 時～ 平成 30 年 11 月 28 日（木）17 時 提出方法：那覇市役所 9 階の公園管理課まで持参すること。
----------	--

5 質問、回答

質問期間及び方法	質問期間：平成 30 年 11 月 16 日（金）10 時～ 平成 30 年 11 月 22 日（木）17 時 質問方法：「質問書」を FAX で提出すること。 (質問がない場合は不要) ●提出先：公園管理課 金城 雅友 FAX：951-3206
回答期限及び方法	回答期限：平成 30 年 11 月 27 日（火）17 時 回答方法：那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

6 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時：平成 30 年 11 月 30 日（金）15 時 入札方法：紙（入札書）による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札・開札場所	那覇市市役所本庁 8 階 801 会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

7 資格審査書類（落札候補者のみ提出）

提出期限	平成 30 年 12 月 5 日（水）12 時
提出方法	公園管理課まで持参すること。
提出書類	（1）資格審査書類（第 5 号様式）
	（2）誓約書（別記様式 1）
	（3）最新の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）の写し
	（4）建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し
	（5）配置予定技術者

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日 平成 30 年 12 月 7 日（金）頃

※心得 第 9、10、11、12 条参照。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前払金	適用する。
部分払	適用しない。

10 契約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成 24 年 4 月 1 日に施工したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身（自社）は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該 1 次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「契約書兼同意書」（元請用）を公園管理課へ提出しなければならない。

11 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市公園管理課ホームページで掲載する。

12 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること

那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 担当者：金城 雅友

TEL：951-3239

FAX：951-3206

那覇市公告第 436 号
平成 30 年 11 月 20 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成30年11月16日

那覇市長宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 法制契約課	電話098-951-3253		
個人情報管理責任者	法制契約課長			
業 務 の 名 称	契約事務に係る事業者の登録業務			
業 務 の 目 的	技術的適性の有無等の入札参加資格要件の確認			
個人情報の対象者	事業者の従業員			
業務の開始年月日	平成30年11月16日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☒ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(11月～ 12月) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 454 号

平成 30 年 12 月 3 日

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第2条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同要綱第4条の規定により、公述を申し出ることができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の原案の内容
那覇広域都市計画用途地域の変更原案
（城東城北線沿道地区及び石嶺駅周辺地区）
- 2 都市計画の原案に係る土地の区域
那覇市首里石嶺町1丁目、2丁目、3丁目地内
- 3 公聴会の開催の日時及び場所
開催日時：平成30年12月27日（木）午後7時
開催場所：那覇市役所10階 1001会議室（那覇市泉崎1丁目1番1号）
- 4 公述申出書の提出期間及び提出先
提出期間：平成30年12月3日（月）から平成30年12月20日（木）まで。
ただし、土・日曜日を除く。
提出時間：午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、正午から午後1時を除く。
提出先：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所9階）
- 5 都市計画の原案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
縦覧場所：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所9階）
縦覧期間：平成30年12月3日（月）から平成30年12月17日（月）まで。
ただし、土・日曜日を除く。
縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、正午から午後1時までを除く。
- 6 その他公聴会の開催に関し必要な事項
公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 33 号

平成 30 年 11 月 2 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第1号に基づき、次のとおり新規があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号	第 509 号
指定工事店名	エンジニア NATSU
営業所所在地	沖縄県那覇市銘苅 1 丁目 2 番 1 号 ハビテーションマルカ 705
代表者氏名	比嘉 秀国
有効期間	自 平成 30 年 11 月 2 日 至 平成 35 年 3 月 31 日

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第 76 号

平成 30 年 11 月 16 日

掲 示 済

平成 31・32 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請の受付について

平成 31・32 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請の受付を次のとおり行います。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

1 対象業種

- (1) 水道施設工事
- (2) 水道材料購入
- (3) 漏水調査業務

なお、(1) ～ (3) の対象業種に係る要件の詳細及び入札参加資格については、平成 31・32 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領に定める。

2 受付期間

- (1) 県内に本店を有する事業者 平成 30 年 12 月 3 日 (月) ～21 日 (金)
- (2) 県外に本店を有する事業者 平成 31 年 1 月 9 日 (水) ～22 日 (火)
午前 9 時～午前 11 時 30 分、午後 1 時～午後 4 時 30 分
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。)

3 受付場所

那覇市上下水道局 総務課 契約検査室 (局庁舎 A 棟 3 階)
※受付は全て持参の上、面談審査になります。
(郵送による受付は、いたしません。)

4 申請書類等

平成 31・32 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領による。
※申請書及び申請要領は、那覇市上下水道局ホームページからダウンロードしてください。
U S B メモリを用いたデータ提出があります。

5 問い合わせ先

那覇市上下水道局 総務課 契約検査室 電話番号 098-941-7809

